

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 西尾市立花ノ木保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 味岡 直子	定員（利用人数）： 260名（180名）	
所在地： 愛知県西尾市今川町石橋8-2		
TEL： 0563-57-2373		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和30年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市		
職員数	常勤職員： 19名	非常勤職員： 25名
専門職員	（園長） 1名	（保育士） 40名
	（看護師） 1名	（保育補助） 1名
	（事務職員） 2名	
施設・設備の概要	（居室数） 13室	（設備等） 乳児室、ほふく室
		保育室、遊戯室、調乳室、調理室
		職員室、プール

③理念・基本方針

★理念

子どもが心身ともに健やかに育つことを願い、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するために、保育指針を基に行き届いた保育を行う。

★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の個性を大切に愛情豊かな保育をする。
- ・子どもの相互の関係づくりや尊重する心を大切にし、豊かな人間関係の基礎を培う。
- ・職員の資質向上及び職員間の連携を図り、保育内容の充実に努める。
- ・小学校との交流・連携を深め、スムーズな移行が図れるようにする
- ・保護者理解に努め、協力しあって子育てをする。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・保護者へ向けた園の特色
「リズムを感じてリズムを奏でて豊かな感性を育む」中でもマーチングへの取り組みは、リズムの要素だけではなく協調性や社会性を育むことにつながっていくことを強みとしている。
また「様々な体験を通して感性を育てるもの」として保育をしていることをアピールしている。日頃の遊びを指す内容として、感性の育ちとつなげて活動の紹介をしている。自然や身近な環境物に触れて得られる感動や不思議さの経験、体験場面をフォトにしてコメントと共に発信している。
- ・職員へ向けてより良い集団とより良い保育の考え方
「お互い様」精神で甘えたり頼ることは遠慮せずにしよう。お互い様の気持ちが助け合える職場環境を作り、結果的には、自分にとって居心地の良い場所となる。
また、保育に自由さをもち、子どもに向けたルールや制限は最小限にしよう。保育の自由さは放任では安全性が保障されない。また育ちも保障できない。その中でルールや制限ありきではない中で育ちをいかに考えて保育を行うか。質の向上にもつながることをねらっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月28日（契約日）～ 令和8年3月6日（評価確定日） 【令和7年12月23日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回（令和3年度）

⑥総評

- ◇特に評価の高い点
- ◆保護者に届く園長の思い
今回の訪問調査の開始直後、園長は自らの保育方針を「自由な保育環境の中で、子どもたち一人ひとりが伸び伸びと育つ環境を用意する」と答えた。そのためには「職員の良いコミュニケーション」が必須であることも言明した。その園長の方針を理解した主任以下全ての職員によって、適切・丁寧な保育が実践されている。当然のことながら、保育の良し悪しは子どもの姿に現れる。子どもの姿から、保護者は何を感じ取っているのか。今回の保護者アンケートには、園の特徴として、「のびのび」や「職員のやさしさ」、「職員の仲の良さ」が数多く語られている。園長の思いが、園長～職員～子ども～保護者へとつながっている。
- ◆園長の発想力
園長の発想で園独自の自己評価システム「自己評価・レーダーチャート」に取り組み、保育の質の向上を目指している。職員個々に実施した「自己評価・レーダーチャート」を園長が集計・分析し、課題を抽出している。このレーダーチャートの分析からは、職員個々の課題の抽出に留まらず、園全体の課題や傾向が見えてくる。
- ◆多彩な地域貢献
外部講師を招いての「はなのきサークル」には、10組を超える未就園児親子が集まる。職員が中学校に出向き、先輩社会人としての講話を行って学校教育に協力している。園は地域の避難所として指定されており、防災倉庫には避難住民向けの食糧備蓄もある。防災無線やAEDも設置されている。
- ◆公立園の強みを生かした保育計画と実践
公立園同士の研究会や園長会を通じて、保育についての話し合いや、マニュアルの見直しが行われている。より実践的なマニュアルや保育方法が更新されていくのは、まさに公立園の強みである。記録も丁寧に作成され、行うべきことは整理されて記録されている。職員もクラスに複数配置され、自由で見守りが十分な手厚い保育が行われている。

◇改善を求められる点

◆実効性ある目標管理制度とするために

職員育成を目的とした目標管理を行っている。「成果評価シート」を介し、期首に園長と面談を行って個人目標を設定し、期中に振り返りの進捗確認の面談を行い、期末の面談で最終評価を行っている。課題としては、個人目標が事業計画に掲げた園の重点課題と連動していないことが挙げられる。加えて、個人目標自体が定量化（数値目標等の設定）されておらず曖昧であること、制度の対象が正規職員に限られていること等も改善課題である。

◆事業運営の透明性確保

事業運営の透明性を問うとき、「負の情報」を如何に公表しているか、で透明度を判断・判定することがある。「負の情報」には、事業者や事業所に関わる事件や事故、スキャンダル、訴訟、赤字決算、虐待等の不適切な支援等々があるが、「苦情」もその中の一つに数えられる。園では、苦情解決責任者を園長とし、苦情受付担当者を主任とする体制があり、第三者委員も選任している。ところが、苦情解決の手順書としては「意見対応フローチャート」があるのみで、その中には第三者委員の記述や、解決した苦情を公表するプロセスの記述がない。また、苦情解決責任者や苦情受付担当者の役割についても、明確に示されていない。事業運営の透明性を確保するためには、苦情解決の仕組みを構築し、苦情情報を適切に公表することが求められる。

◆マニュアルの職員周知

マニュアルは各クラスにあり、いつでも確認ができるようにしてある。また、見直しも実施されている。しかし、様々な職種や勤務時間の関係で、すべての職員に届いていないものもあった。子どもを保育していく上で大切なもの、気をつけなければいけないものを最重要とし、対象となる職員には早期に知らせることが求められる。また、現時点では直接関与することがない職員に対しても、研修等を通じて、マニュアルの存在やその内容を周知する取組みは必要となる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保護者アンケートの結果から、理念や方針に基づいた保育の内容が肯定的に伝わっていることが分かった。その要因としては行事ごとに園長あいさつの中で保育と育ちの関係を含めた内容を組み込んできた成果があったと感じた。毎月の園だよりに掲載する方法も行ってきたが、紙面より対面で伝えることは最も有効的だとわかった。

事業計画の数値目標は年度初めに設定し、職員で早い段階で共有することと、成果評価シートの個人目標に連動させることで事業計画の反省が職員間でしやすいことを知ることができた。

評価で自己判断したものを、その後「今年度中に改善に向けて試行したこと」と「次年度の改善を含めて行いたいこと」を一覧にして表を作った。その後、評価結果のコメントを参照し、再度職員で共有し来年度につなげるために可視化をした。

自己評価と評価結果とで相違があったものを中心に確認した。自己評価より評価結果が上回るものは良い結果を受け止めるが、下回るものについては特に改善をしていきたい。

とくに人材確保と育成についてである。人材の確保は公立保育園であるため、行政に要望としてあげていく。育成については、事業計画を作成したのち、職員で共有を図る。

その中から自己課題を見つけてもらい、成果評価シートの目標の設定にする。年度途中で面談を行い、経過の把握をしつつ後期の資質向上につながる仕組みを徹底していく。

研修の振り返りを効果的に行う体制も整えていく。

以上のことが具体性をもって取り組んでいくことである。

改善することばかりではなく、今までの取組みが成果としてわかった部分もあり、今後の自信や手だてにもなった。

わかりやすい、具体的な助言と共に今できている内容には評価をもらい今後の道しるべになりやる気につながった。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a・b・c
<コメント> 保育理念や基本方針をホームページやリーフレット、「重要事項説明書」、「全体的な計画」等に記載し、園内外に示している。新たに入園する子どもの保護者には、入園説明会や入園式で丁寧に説明し、在園児の保護者には、行事の際に理念と行事の目的とを関連付けて話している。保護者アンケートに回答した保護者の97%が、「理念・方針の保護者周知」を肯定している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a・b・c
<コメント> 公立園の園長会と民間園を含めた施設長会があり、園長が双方に参加して情報を集めている。園長会では運営部に属し、保育課の主幹や指導保育士等とともに園長会の運営や職員採用に携わっている。市の保育動向を掴みやすい立ち位置であり、園運営に関しての情報不足は感じられない。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	② a・b・c
<コメント> 「保護者との関係づくり」と「職員不足」を喫緊の課題として認識している。国外にルーツを持つ保護者の増加や、保護者と職員との意思の疎通を欠くトラブルがあったが、保護者アンケートを見る限り、園に対する保護者の絶対的な信頼感は揺るぎがない。職員不足による職員間のコミュニケーションを不安視する声もあるが、その懸念は保護者アンケートからは微塵も感じられない。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・① b・c
<コメント> 園の中長期計画として「令和7年～9年度事業計画」が策定されている。「人材育成」や「研修計画」等の6項目の重要課題につき、3年間の方向性が示されている。しかし、年度ごとの到達目標（具体的な数値目標等）が設定されていないことから、単年度の事業計画作成への枠組みを示すに至っていない。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	② a・b・c
<コメント> 中長期計画の重要課題とリンクさせ、7項目の重要課題に展開した単年度の事業計画を作成している。この時点では重要課題についての数値目標は設定されていないが、別表として説明資料（「令和7年度 事業計画」）を作成し、この中で一つひとつの実施項目に数値目標を設定している。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画の作成にあたり、月に1回の学年別打合わせ会や2ヶ月に1度のひよこ会議で職員意見を聞き取り、それを職員会議（2～3回/月）で取りまとめている。事業計画に盛り込まれた重要課題は別表によって目標数値を明確にしているが、数値目標の設定時期が遅く、中間期の進捗評価に間に合わなかった。次年度については、年度初めに数値目標を設定することが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の別表は、保護者に事業計画を正しく理解してもらうことを目的に作成されたものである。園内に掲示し、連絡帳アプリを使って保護者に案内している。家族アンケートにおける「事業計画の保護者周知」の項目は、回答した保護者の94%が肯定している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 市の方針を受けて定期的に第三者評価を受審し、今回が3回目である。園長の発想で園独自の自己評価システム「自己評価・レーダーチャート」に取り組み、保育の質の向上を目指している。職員個々に実施した「自己評価・レーダーチャート」を園長が集計・分析し、課題を抽出している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 園長が課題の一つと考えている「情報共有のための時間の確保」も、この「自己評価・レーダーチャート」の分析から導き出された。「情報共有のための時間の確保」のため、職員同士で話し合いがもたれた。その結果、保育園支援システムによる「連絡帳」の記載時間を短縮することで、情報共有のための時間を捻出することとしている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長の職責は「運営規程」に記載されており、不在時の権限委任先は「運営規程」および「運営案」内の「運営機構」の記述から、主査がその任に当たることが明確である。職員には、年度初めに「はじめに」の文書を配付し、自らの考えを表明している。SNSを使った「園だより」の中でも、保護者に所信を伝えている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 園長のコンプライアンス意識は高く、園運営に関する法令の改廃には常に気を配って対応している。関連する研修には自ら率先して参加し、保育の現場で必要な情報は職員会議等で職員に伝えている。課題は、会議や研修に参加することが難しい会計年度任用職員（パート職員）に対する情報共有の仕組みづくりである。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 保育の質の向上とは、子どもの最善の利益を確保することと捉えている。子どもの満足度を高めるため、「子どもが体験する活動」を充実させている。とうもろこしの皮むき、亀やめだかの飼育、自分のものは自分で管理する習慣づけ等々、過度な支援を避け、子どもの意見や行動を待つ余裕がある。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 業務のICT化を進めており、既に子どもの登降園管理や職員の出退勤管理が電子化されている。園からの連絡事項や給食の献立紹介、感染状況の情報提供等が行われ、保護者からは子どもの休みの連絡や意見・要望、アンケートの回答等が寄せられる。連絡帳アプリも有効活用され、豪雨で周辺道路が冠水した際には、保護者に的確な災害情報を伝えた。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 職員採用は市の人事部が主導するが、園長会で園長が所属する運営部が採用活動を手伝っている。面接試験の面接官を務めたり、可否につながる評価等を行っている。定着対策として、風通しの良い職場を目指している。新規採用職員に対する就職準備金制度も、一定の離職予防につながっている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 人事制度の一部に成果主義的な考え方が入ってはいるが、総じて年功序列の終身雇用型のキャリアパスである。「成果評価シート」を用いた目標管理、「能力取組姿勢シート」による人事考課が行われているが、この二つの制度の連動はなく、人事基準は一部の職員のみに表示されている。モチベーションの維持、向上を考慮した制度設計が望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>有給休暇の取得状況や時間外労働に関しては、主査が管理している。有給休暇の消化、時間外労働ともに、特定の職員への偏りは見られない。サービス残業や持帰り仕事の撤廃にも取り組んでいる。事務時間を勤務時間内に設ける等、通園する子どもの数に合わせて柔軟に対応している。育児休業中の職員が4名おり、看護休業を取得した職員もいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>職員育成を目的とした目標管理を行っている。「成果評価シート」を使い、期首の園長との面談で個人目標を設定し、期中に振り返りの進捗確認面談を行い、期末の面談で最終評価を行っている。課題としては、個人目標が事業計画に掲げた園の重点課題と連動していないこと、目標自体が定量化されておらず曖昧であること、制度の対象が正規職員に限られていること等が挙げられる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>市が作成した「保育者研修計画」があり、集合研修、園内研修、派遣研修に分けて体系化されている。一年間の研修が「保育者研修参加者名簿」にまとめられ、それぞれの研修に参加する職員名が記されている。研修終了後に「所感」が提出されているが、その中に記述された研修での学びや気づき、アクションプランが実際の保育の現場で実践されたか否かを確認する仕組みがない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育者研修参加者名簿」に沿って職員は研修に参加している。「適切な職員を、適切な研修に」との園長の方針があり、勤務シフトを考慮して、最適な職員を送り出している。正規職員と比較して、会計年度任用職員等の非正規職員の研修参加の頻度は少ないが、資料の回覧や配付等で対応している。全職員対象に、「研修受講記録一覧表」による研修の履歴管理が行われている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑤ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育実習要領」に沿って保育実習生を受け入れている。「保育実習要領」の冒頭に、実習生受け入れの意義や目的を記載し、実習の終了時に反省会を行っている。「実習生反省会記録」には、「保育実習要領」に掲げた意義や目的に言及する記録が残っていた。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>市のホームページに、各園を紹介するコーナーがある。「園の概要」としてパンフレットと同じ内容を掲載している。保育の内容の「紹介動画」もあり、入園を希望する保護者にとっては、園に足を運ばなくても情報が得られる。課題は苦情に対する取組みである。「意見対応フローチャート」があるが、「責任者等の役割」や「第三者委員」、「苦情の公表」等の記述がない。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「予算執行マニュアル」に沿い、園運営を行っている。物品の購買については、原則キャッシュレスの仕組みができており、決裁は園長、検収は主任が担当しており、内部牽制が働く仕組みがある。市や県の行政監査においては、特段の指摘事項はない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>事業計画の中に「地域との関わり」の大項目を取り、具体的な取組みを挙げている。小学校や中学校との交流を深め、地域の高齢者施設とも交流が再開されている。職員が地域の中学校で講話を行い、先輩社会人として学校教育に協力している。伝統のマーチングバンドの練習風景を、高齢者施設の利用者に見学してもらった。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>地域の中学校から、2年生を職場体験学習として受け入れている。「ボランティア受け入れマニュアル」に沿って受け入れているが、このマニュアルには重要な項目が欠落している。受入れにあたり、来園したボランティアに対して、個人情報等の「守秘義務」に関する記述がない。「誓約書」の提出を求める等、マニュアルへの追記が求められる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>事業計画の中に「関係機関との連携」が図示され、園を取り巻く様々な社会資源が記載されている。市内の各保育園の他、嘱託医や保健センター等の医療機関、市役所や警察署、消防署、児童相談所等の行政機関、小・中学校や療育センター等の教育機関等々が網羅されている。現在、児童相談所案件はないが、市を介しての連携体制は整えている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長が積極的に地域の福祉ニーズの把握に取り組んでいる。父母の会の会長とともに、地域のコミュニティー推進協議会に参加し、地域の福祉ニーズを把握するとともに、地域の共通課題について話し合っている。「はなのきサークル」（子育て支援サークル）に参加する未就園児の保護者から相談を受け、ここからも保育ニーズを拾っている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>外部講師を招いて「はなのきサークル」を実施し、10組を超える未就園児親子が集まる。職員が地域の中学校に出向き、1年生に対して先輩社会人としての講話を行い、学校教育に協力している。園が避難所として指定されていることから、防災倉庫には避難してきた地域住民向けの食糧備蓄もある。防災無線やAEDも設置されている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念を常に意識できるよう、職員室に掲示されている。子どもの人権について研修はしているが、職員全員が内容を把握しているかの確認はできていない。それに気づき、職員会議で読合わせをしたり、第三者評価をきっかけに学び合いを行っている。今後、勉強会や学びの機会を定期的に行い、全員が同じ思いで保育をしていくための下地作りを計画されたい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー保護マニュアル」が整備され、読合わせも毎年行っている。各保育室に「マニュアル集」が設置されており、いつでも確認できる。周囲を住宅等で囲まれた環境のため、プールや水遊びには寒冷紗で周囲を覆っている。おむつ替えの時の衝立を用意したが、プライバシー保護と安全な見守りとの相反する問題があり、悩んでいるという現場からの声があった。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>西尾市のホームページに、「保育園一覧」が紹介されている。その中にリーフレットとともに、園舎内を映像で紹介し、花ノ木保育園の保育について説明する内容もある。入園希望の保護者が、園に行かなくても園見学ができる仕組みと、最後に連絡先の電話番号も紹介しており、親切・丁寧な内容となっている。未就園親子サークルもあり、開かれた園として情報を公開している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始時には「重要事項説明書」で説明をしている。保護者アンケートでも、園長から説明を受けたという回答が多く、説明が行き渡っていることがうかがえた。国外にルーツを持つ子どもには、翻訳アプリや必要時には通訳が来園し、入園説明を行っている。「重要事項説明書」において、職員理解の習熟度を測る機会を設けられたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>西尾市立保育園の統一マニュアルとしての、「サービスの継続性マニュアル」があり、転園・入園それぞれの手順が示されている。他の機関への情報提供も、入園時に保護者から了承を得て、詳細をプリントしたものにサインをもらうという手順ができている。保護者へは転園、卒園後も相談に乗る旨をプリントで渡し、安心できるような仕組みが揃っている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>行事後の保護者アンケートや意見箱の設置、年2回の個別懇談会や父母の役員会等で、保護者から定期的に意見を聞き、ニーズや意見を把握している。課題については話し合いを行い、結果を保護者へ「園だより」等で知らせている。保護者からの相談にも、個別に場所を設け、担任、主任、園長等、相談内容によって必要な人が参加して懇談できるような対応をとっている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みがマニュアルに記載され、フローチャートで表している。「重要事項説明書」に記載し、保護者に説明している。意見箱が設置しており、匿名で意見が出せる。分かりやすい場所へ設置し直したり、表示を付け直す等、意識は高い。苦情内容の記録は適切に保管され、すべての職員が把握する必要がある内容のものは、園内チャットで知らせている。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 苦情や意見を出せる機会として、アンケートの実施や意見箱がある。連絡帳アプリや、日々の送迎時の会話の中でも、相談事が出てくることもある。発達の相談には、事業所の一覧表を参考として見てもらう等、行き届いた対応をしている。今回の保護者アンケートにも、園長はじめ職員が話しやすいという意見が多く、普段から声を掛けて関係を作っていることがうかがえる。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<コメント> 長時間利用の子どもが多く、連絡帳アプリを利用して日々のやり取りを行っている。個別懇談会の機会もあるが、「重要事項説明書」にも相談窓口が示され、いつでも話し合う姿勢を示している。保護者からの相談は園内チャットで周知し、記録にも残している。経験の浅い職員への保護者対応の勉強会の必要性を感じており、研修計画に盛り込むことを予定している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> 「事故対応マニュアル」に基づき、事故発生時の手順が周知されている。「事故の安全チェックリスト」があるが、現場では「あまり使えていない（有効性が薄い）」という声があった。事故報告やヒヤリハットもあり、丁寧に記載されている。起こった時には、園内チャットで周知され、全員が知ることができる。看護師が常駐しているため、エピペンの研修を毎年行っている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ① ・ c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」があり、感染症が発生すると、玄関の感染症ボードに記載し、連絡帳アプリでも知らせている。季節性の病気が流行し始めると、アプリで病気の詳細や療養期間等を知らせている。職員の勤続年数によって知識に差が生じているため、全職員でマニュアルを再確認し、誰でも適切に対応できる体制とされたい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ① ・ c
<コメント> 災害時の安全確保については、「消防計画」に記載があり、職員への周知もされている。毎月、避難訓練を行い、対応方法を見直したり確認したりしている。備蓄食料はあるが、どこに何があるかが曖昧な職員もいるという気付きがあった。備蓄品の種類や保管場所を明確にし、全職員が把握することが望ましい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<コメント> 「マニュアル集」が各クラスに設置され、必要時はいつも確認できるようになっている。必要に応じて更新され、資料の差替えを行っている。指導計画や運営案、配慮の必要な子どもへの対応等、保育に必要なことはすべて文書化され、それを基に対応を行っている。見直しは、主に年度末に行い、年内の反省を基に、新しい年度の計画に落とし込んで更新している。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ① ・ c
<コメント> マニュアル類の見直しの手順が定められている。しかし、時期の設定が、年度末の多忙な時期のため、定期的な見直しができいないという、反省があった。今年度は見直しに向け、あらかじめメモをしていく方式に変え、短時間の会議で見直しが行われるような計画を実行中である。うまく軌道に乗せ、事務時間の軽減や負担を軽くしながらの仕組みの確立を期待する。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」に基づき、指導計画が作成されている。また、個別の指導計画、3歳未満児の個別指導計画、障害のある子どもの個別計画も方法が定まっている。評価反省は月末に適切に提出され、指導を受け、訂正すべき箇所の指摘と話合いの場ももたれている。担任が主に作成し、主任が助言を行い、その後園長が確認するというプロセスもできている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 各指導計画については、見直す時期や手順は定められている。定期的に行っていない、と言う職員の真面目な反省の声はあるが、年度末には確実にやっている。1年を通じて反省や記録をした上での見直しであり、「適正な評価・見直し」の範疇である。行事計画も、行事後アンケートや反省を踏まえて計画している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 指導計画をはじめ、書類ごとに書き方マニュアルがあり、統一した目線で記載ができる仕組みが整っている。職員間で内容の相談をすることができ、主任が指導や添削を行うことで、職員育成に繋げている。昨年度の様子が分かりやすくファイリングされ、確認がしやすい。新年度にどの学年を担当しても、すぐに確認が可能であり、計画に反映させやすい仕組みがある。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ① ・ c
<コメント> 書類の管理体制は定まっており、記録の保管・保存・廃棄等に加え、情報の提供に関する定めもある。保管期限の終了した書類は、機密文書の箱に入れ、市役所が溶解処理を行う。「個人情報保護マニュアル」で職員へ周知され、保護者へは入園時に個人情報の取扱いに関する「同意書」にサインをもらっている。文書や記録の処分方法が、職員全体に行き渡るよう周知されたい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」の中に、「理念」「方針」が明文化され、子どもの発達過程や家庭状況、地域の実態等も考慮して作成されている。指導計画と共に見直し時期も決まっており、年に1度定期的な見直しを行っている。見直し時期までに気が付いたことをメモしておく習慣もついでおり、見直し時期に慌てないような指導が行われている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園舎は年季が入ってきているが、清潔に過ごしやすいという職員の努力があり、遊びに入りやすく、年齢に合った保育環境を作っている。トイレの臭いが強いことが課題であるが、職員で話し合い、改善に向けて様々な方法を計画して実行している。トイレの雰囲気も、子どもたちの好きな絵を貼ったり、興味を引く装飾を施し、明るく入りやすい雰囲気を作っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりに寄り添い、急かさず、禁止事項を減らすような声かけを職員全員で心掛けている。3歳未満児の欲求を受け止め、安心して過ごせる環境を整えている。3歳以上児は「やってみたい」という気持ちを大切に、余裕を持った保育ができるよう園全体で体制を整えている。また、より良い保育を行うための振り返りを行い、指導計画に反映させている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣が自然に身に付くよう、年齢や子どもの様子に合わせて絵表示で示したり、分かりやすい動線を整えたりすることを大切にしている。子どもの目線に立ち、子どものできなかったことやトラブルにも、子どものせいにならず、保育士の工夫で自然にできることを主眼に環境を整えている。午睡時も個々に合わせて時間帯を設け、十分な睡眠を確保している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達や興味、関心を見ながら、環境を整えている。やれること、やりたいことの両方を考え、遊びを選定し、環境を設定している。長時間保育では、他の学年と触れ合ったり、昼間とは違う玩具や遊びを用意したりして、飽きずに夢中になれる環境を工夫している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児はスキンシップを大切に、安定して過ごせる保育環境を整えている。0、1歳児が混合クラスであるが、個々の発達や体調に合わせて遊びや生活を行っている。看護師が配置されており、食事や衛生、健康管理等、より丁寧な対応ができるのが強みである。保護者には、連絡帳アプリでやり取りができ、家庭と園との双方の情報を交換し、子どもの育ちを共有している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>個別記録を作成し、一人ひとりの育ちを把握して課題を明確にしている。課題に応じて手助けし、自分でやりたいという気持ちに寄り添い、気持ちに応えられるように工夫している。散歩で楽しく体力作りをし、季節を感じ、様々な事象に触れる機会を持てるようにしている。連絡帳アプリの活用で、保護者とのやり取りが密になるよう心掛けている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子ども自身が主体的に決めたり、選んだりできる環境を作っている。年齢に応じて、集団遊びやグループ活動を計画したり、遊びの継続も大切にしている。環境構成や援助、職員の言葉の使い方にも気を配り、遊びの中で学んでいくことを主として活動を計画している。子どもの育ちに応じた保育内容を保護者にも伝え、同じ思いで子育てを補助する役目を担っている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもの個別指導計画を作成し、課題を明確にし、配慮をもって保育を行っている。加配保育士の援助や視覚支援、落ち着く空間の確保等、子どもの障害特性に合わせて支援を行っている。専門機関や医療機関と連携を取り、安全・安心に生活ができ、育ちが保障できるような体制を整え、日々の保育に当たっている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 長時間保育の子どもの遊びワゴンを用意し、目新しい遊びで興味を引いて長時間の保育も楽しく過ごせるよう工夫している。「引継ぎ簿」で、1日の様子が分かるようにし、保護者への連絡が行えるようにしている。しかし、「引継ぎ簿」が十分に周知されていない、という気付きがあった。今後は、より精度の高い引継ぎの方法を構築されたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 小学校見学や体験授業等が年間で計画され、定期的に校区小学校を年長児が訪問する機会がある。これにより、就学後の小学校生活がイメージしやすくなるような体験ができる。特別な配慮が必要な子どもについては、小学校教諭と担任保育士との話し合いが行われ、円滑な就学に向けて連携を強めている。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 西尾市の共通マニュアルの中に「健康管理マニュアル」や「健康管理計画」があり、健康の記録も整備され、健診時の結果も記録されている。流行している疾病は、玄関の「感染症ボード」に掲示し、必要に応じて保護者へ連絡帳アプリで知らせている。健康状態の記録が更新されておらず、健康と安全を守るため、記録の見直し日を決めておく等の改善が望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断結果は異状のある子どもについて知らせているが、個別の問い合わせがあれば回答している。歯科健診結果を踏まえて歯磨き指導を行い、歯の衛生に関して子どもが知識を付け、積極的に歯磨きをするよう仕向けている。インフルエンザ等の感染症が流行したときは、園医と相談して登園自粛等の措置をとり、感染が広がらないよう配慮している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ① ・ c
<p><コメント> アレルギー児の「生活管理指導表」に基づき、一人ずつ、成分の記載された献立表をチェックし、保護者と園との確認後に除去食が決定される。配膳も複数で確認している。しかし、アレルギー児の担任経験のない職員への周知が不十分である。「アレルギー対応マニュアル」の読合わせや、園の実際の対応を研修する等、全員が適切に対応できるよう学びの機会を作られたい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「食育指導計画書」に基づいた食育活動が行われ、園で栽培している野菜の観察等で、食への関心を高めている。給食の盛付け写真を毎日連絡帳アプリで配信している。年齢ごとの量を知らせるため、月ごとに対象年齢を変えて写真を送っている。子どもの食べる量を把握しており、個々に合った量を調節して提供している。3歳児の入園後に、親子での食事会を計画している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 市の栄養士の作る献立をベースに、園の行事に合わせて変更している。クリスマス会等の特別食も用意される。楽しく食べられる雰囲気づくりや、無理なく適正量を自分で決めることを大切にしている。「嗜好調査表」で残食を記録し、次月の献立に活かしている。自園調理のため、「衛生管理マニュアル」に基づき、衛生的に管理された調理室で調理を行っている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 連絡帳アプリや日々の送迎時のやり取りで、日常の子どもの様子を情報交換している。「園だより」の中に保育目標やエピソードを記載し、園生活を分かりやすく伝えている。個別懇談会や保育参観、父母の会総会、会合等で保護者の意見を聞き、園の思いや保育方針を伝えながら、子どもの育ちを共有して保育を行っている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 個別の懇談会や障害児の個別支援、相談希望の保護者対応等、その内容によって担任や主任、園長等が、必要な支援を行っている。子育て支援情報も玄関に掲示し、連絡帳アプリを使って情報を発信している。職員間で支援の方法に差が出てしまうこともあるが、主任や園長の助言で解決の道筋ができています。今回の保護者アンケートでも、保護者の高い信頼感が読み取れる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」と発見時のフローチャートは職員に伝えられている。ただ、職員の中では、十分に把握していないこともあるという気付きがあった。虐待についてのマニュアルの読ませや、虐待が疑われた際の早期対応のためのマニュアルを、今一度全員で確認し、見守り体制を強化することを期待したい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 保育実践の振り返りは、「全体的な計画」や指導計画、保育の記録等で随時評価し、主任の添削の下、次の計画が作成される。学年での話合いで、保育についてのアドバイスや計画を通じて質の向上に努めている。それぞれの振り返りを園全体で共有する仕組みは、今後作ってほしいという職員の思いがあった。さらに保育の質を高めていくための仕組みづくりに期待したい。		